

日南町文化協会会則

(名 称)

第1条 この会は「日南町文化協会」と称し、事務局を日南町教育委員会事務局内に置く。

(目 的)

第2条 この会は日南町の文化振興をめざす団体及び個人によって組織し、会員相互の研鑽と親睦をはかりながら文化の町づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

この会の目的を達成するために必要な活動並びに助成を行う

(組 織)

第4条 この会に次の各部を置き、第2条の目的に賛同する団体及び個人は、いずれかの部に所属し活動する。

文 芸 部

美 術 部

芸 能 部

2 各部に部長を置く。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

理 事 若干名

部 長 3名

監 事 2名

2 役員は、会員の中から総会において選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員に欠員が生じた時は、会員より補充することができる。その任期は残任期間とし、次期総会において承認を受ける。

(役員の仕事)

第6条 会長は会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 理事及び部長は、役員会に出席し重要事項を審議決定する。

4 監事は、会計を監査する。

(幹 事)

第6条の1 この会の事業に関し、庶務及び会計事務を行うための幹事を置く。

2 幹事は若干名とし、会長が委嘱する。

(顧問)

第7条 この会の事業に関し、助言と協力を得るため顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(にちなん文化編集委員会)

第7条の1 この会の事業に関し、にちなん文化を編集するためのにちなん文化編集委員会を置く。

2 委員は12名以内とし、会長が委嘱する。

3 会務を総理する委員長ほか必要な役職については、委員の互選によって決定する。

(総会)

第8条 総会は毎年1回5月末までに開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集し、その議長は会長をもってあてる。

3 総会は出席者の過半数をもって決する。

(役員及び部会)

第9条 役員及び部会は必要に応じて会長が招集する。

(会計)

第10条 この会の経費は次のものをもって充てる。

| | | |
|------|------|--------------------|
| 年会費 | 個人 | 1,000円 |
| | グループ | 3,000円(構成人員2人~19人) |
| | 団体 | 5,000円(構成人員20人以上) |
| 補助金 | | |
| 寄付金 | | |
| 事業収益 | | |
| 賛助会費 | | |

(賛助会員)

第11条 この会の趣旨に賛同し事業を支援することを目的として、役員会において承認された賛助会員を置くことができる。会費は1口 1,000円とする。

(表彰)

第12条 日南町文化協会に所属する団体又は個人で、第2条に定める目的の推進を図り、日南町文化協会の一層の振興に寄与したと認められるものを総会において表彰する。

2 被表彰者は、所属団体の代表者の推薦若しくは、執行部の推薦により役員会において決定する。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 この会の会則改正は、総会の議決を得なければならない。

附 則

この会則は平成 4 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この会則は平成 6 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この会則は平成 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この会則は平成 9 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は平成 1 0 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は平成 1 2 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この会則は平成 1 4 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この会則は平成 2 0 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この会則は平成 2 2 年 4 月 2 7 日から施行する。